

vol.49- 7 (通算 556号)

2019年10月号

2019年10月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

消費税増税 私たちの暮らしは？

2012年、「3党合意」により消費税が2014年4月に8%、翌年10月には10%に引き上げられる予定であったが、これまで2度延期されてきた。しかし、この10月1日より、ついに8%から10%に増税された。約5.7兆円の税収増の使い途は国の借金返済と幼児教育(2019年10月)、高等教育無償化(2020年4月予定)と待機児童解消、介護人材の処遇改善、低所得高齢者の介護保険料軽減などに使われる予定だ。消費の落ち込みと、低所得者には負担が重く、高所得者に対しては負担が軽くなる税の逆進性に配慮しての軽減税率(食品と定期購読新聞)も導入される。来年6月までの期限付きキャッシュレス決済のポイント還元制度もあり、その複雑さに事業者、消費者からも批判の声があがっている。一方、マイナンバーカードとキャッシュレス決済を連動させる、ポイント還元案(2020年7月～実施予定)も検討されている。これらは、あくまでもキャッシュレス決済ができる人たちが対象者であり、高齢の方や障害を持っている人、未成年者等はその対象になりづらい状況が考えられるだろう。

消費税率引き上げ分を活用し、年金生活者支援給付金(毎月5千円支給、老齢、障害、遺族年金受給者が対象)制度も始まるが、無年金者には当然支給されず、また生活保護受給世帯の人がこの給付を受けた場合は、収入申告(認定)の対象となる(もらっても減額される場合が予想される)。

これら消費税増税と同時に10月、「一般低

所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活保護基準の見直し」も予定されている(来年10月も見直し予定)。これまで3度も引き下げられてきた生活扶助費が、また下げられるのでは、との危機感と不安は高まるばかりである。

きょうされんの調査(2016年実施)によると、事業所などで働く障害のある人の年収は、相対的貧困といわれる122万円以下の方が81.6%、年収200万円以下の方が98.1%に達している。このような私たちにとって、2%の増税に対する生活への影響は大きく、これまでもこれからも、日常生活の中で「何かを削ること」を意味し、衣食住費に限らず、「社会参加への機会の減少や喪失」をますます助長させることにつながるだろう。

9月11日には第4次安倍内閣が発足し、各メディアによる内閣支持率が上昇している。このような状況で、9月20日、第1回「全世代型社会保障検討会議」(内閣官房に事務局が置かれ、担当大臣が任命されている)が首相官邸で行われ、年金、医療、福祉の「改革」が進められていく。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳っている憲法25条にはもう一文続きがあり、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されている。政府のいう「改革」と、憲法における「向上及び増進」との乖離をしっかりと捉え、声を上げていこう。